

現代世界において、喫緊の課題の一つに、気候変動などの地球環境問題が挙げられる。たとえば、海面上昇によるツバルやモルディブの水没危機がよく知られているように、人間の活動に起因する悪影響が、あらゆるところで散見される。われわれの経済活動は、同時代を生きている現在世代だけではなく、われわれの死後存在するであろう将来世代が、自分たちの土地で安心して暮らす権利を奪うことに繋がる。したがって、こうした事態は、必然的に将来世代に対してなんらかの配慮をするようわれわれに求めるのである。

将来世代に対する配慮を説明する規範理論は、ヘンリー・シジウィックやエドモンド・バークによる先駆的研究が若干見られたものの、将来世代への配慮の正当化がリベラリズムにおいて本格的に探究されはじめたのは1970年前後からである。なかでもジョン・ロールズの『正義論』は、他の多くの分野と同様に将来世代への配慮義務に関する研究にも大きな影響を与えた。周知のように、ロールズは正義原理を「原初状態」における各人が理性的に選択するものだと見なす。だが、世代間の正義原理である「正義にかなった貯蓄原理」の導出にあたっては、「動機にかかわる想定」を考慮する。すなわち、「原初状態」ではあらゆる属性をはぎ取られたはずの個人が、「貯蓄原理」を導くにあたっては、家族的紐帯を理由に世代間の利益を考慮する主体として描きだされ、「貯蓄原理」はかかる個人が選択する正義原理として導かれるものである。

ロールズが共同性に根差した個人を想定し、将来世代への配慮する動機を説明しようとした点を肯定的に評価し、人々の関係性や集団への帰属意識を義務の根拠とする関係的義務から世代間正義を論じるのがアヴネール・デ・シャリットやジャンナ・トンプソンである。彼らは、人の一生よりもはるかに長い時間存在する共同体の特徴を説明し、過去・現在・将来という通時的な共同性を自我の構成要素である、と論じる。将来世代との関係性から義務を導出するかかる議論は、比較的近い将来世代との関係性から配慮義務を説明することは容易であるように思われる。しかしながら、地球環境問題が想定しているような、遠い将来世代との関係性から配慮義務を説明することはむずかしいのではないかと批判もある。

このような批判に対して、デ・シャリットやトンプソンは、人が有意義な人生を送るうえで、「自己超越」が非常に重要である点を指摘する。つまり、みずからの観念や欲求が死後に実現して欲しいという各人の願望や、心理的事実としての将来の自我と現在の自我の連続性を強調するのである。同様の観点は、デ・シャリットやトンプソンだけではなく、ジョン・オニールや近年ではサミュエル・シェフラーも論じている。

そこで本報告では、デ・シャリットやトンプソンの議論を中心に、彼らが関係的義務論を起点にいかなる形で将来世代に対する配慮義務を導いているのかを説明したうえで、デ・シャリット、トンプソンやその他の論者による「自己超越」に関する議論の異同を検討したい。かかる議論を通して、「自己超越」を補助線とすることで、関係的義務論から将来世代に対する配慮義務を無理なく導くことができるのではないかと論じたい。